

# 新型コロナウイルス感染症関連情報

Regarding the new Coronavirus (COVID-19)

発熱等があれば、まずは地域の医療機関(かかりつけ医等)に電話で相談・受診予約を

- ・発熱等があれば、まずは地域の医療機関(かかりつけ医等)に電話で相談してください。
- ・医療機関への受診の際は、連絡せずに直接行くことは控えるようにしましょう。
- ・かかりつけ医などが無く、相談先に迷う場合は「発熱等受診・相談センター(健康福祉事務所)」や「新型コロナ健康相談コールセンター」に相談してください。

## ◆発熱等受診・相談センター

☎26-3660(平日午前9時～午後5時30分)

## ◆新型コロナ健康相談コールセンター

☎078-362-9980 FAX078-362-9874

24時間(土・日曜日、祝日含む)

## ◆厚生労働省電話相談窓口(多言語対応)

☎0120-565653(365日午前9時～午後9時)

県ホームページ

市ホームページ



<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>



ページ番号:  
1009474



## Q

新型コロナウイルス感染者数の公表はどのように行われているの？

- 保健所(県)が感染者から聞き取り、本人の同意があれば市町名を県が公表します。
- 県発表に加えて、市の独自調査でわかったことは市が公表します。
- 個人が特定される情報は公表しません。

### 兵庫県の対応

本人が同意した場合のみ町名を公表

感染症対策は県の保健所が管轄しているため、コロナウイルス感染者の発生状況については、県が報道発表し、その結果が毎日、新聞に掲載されています。

本市を含む香美町、新温泉町を所管している豊岡健康福祉事務所では、感染者が発生すると本人にまず聞き取りします。本人が居住地の公表を希望しない場合は「管内居住」などの表現で公表されます。一定期間経過すれば統計情報として「各市町」の感染者数として公表されます。



して公表されます。公表の頻度は、月2回(初旬と下旬)です。そのため、新聞や市のホームページなどで、本市の感染者数がある日突然増加するということがあります。

なお、市内事業所で発生した場合、本人の居住地が県外であれば「県外」として公表されます。また、豊岡市民であっても他府県内の保健所が調査した場合他府県が公表します。

クラスターに該当するかどうかの判断は、各保健所が行うことになっています。

### 豊岡市の対応

県からの情報に加えて市独自の情報も提供

本市では、県が市内感染者を公表すれば、迅速にその情報を市民の皆さんに防災行政無線や市ホームページでお知らせしています。より迅速・正確な感染動向情報を提供するため、県からの情報以外にも次の場合、市内発生として情報提供しています。

①県が豊岡健康福祉事務所管内と公表した場合でも、市

独自の調査により豊岡市内で発生と確認した場合は、市内発生として公表

②施設入所者等で住民票が市外であっても市内発生として公表

③住民票や居住地が市外であっても、市内の事業所や学校等へ勤務・在学の場合は、市内発生として公表

④他府県の保健所が調査・発表した場合でも豊岡市民と確認した場合は市内発生として公表

個人が特定される情報は公表しない

感染者に関する情報提供は年代、性別、症状、発生事由だけで、居住地については具体的な住所を公表することにより地域で暮らす方々の生活を脅かすような風評を生む恐れがあるため公表しません。

また、感染者の勤務先や感染ルートなど個人が特定される可能性がある情報についても、個人情報保護や人権への配慮から公表しません。

《問合せ》防災課

☎23-11111